

平成 22 年度

林業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

1 趣 旨

林業退職金共済制度は、林業就業者に退職金制度を普及させることにより、これら就業者の福祉の増進を図り、もって森林の整備と林業の振興に寄与することを目的とするものである。本制度は今日、約 3 千 3 百所の共済契約者及び約 4 万人の被共済者を擁するものとなっているが、上記の目的の達成のためには、なお、1 人でも多くの事業主に本制度への加入を働きかけていくことが必要である。また、すでに本制度の被共済者である就業者に対しては共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されるよう徹底することが不可欠である。このため本強化月間においては、関係諸機関、諸団体と連携強化の下、加入促進・共済証紙貼付奨励を重点的に推進し、本制度のより一層の普及徹底を図ることとする。

2 実 施 期 間 自 平成 22 年 10 月 1 日
至 平成 22 年 10 月 31 日

3 後 援 厚生労働省 林野庁

4 協 賛 団 体 全国森林組合連合会 全国木材組合連合会 全国素材生産業協同組合連合会 日本林業経営者協会 日本林業同友会
全国木材チップ工業連合会
全国国有林造林生産業連絡協議会
全国山林種苗協同組合連合会
全国森林整備協会

5 協力を依頼する機関・団体

関係行政機関、地方公共団体、林業関係団体

6 実 施 事 項

(1) 国、都道府県等が行う諸施策との連携強化

- ① 国、都道府県及び林業労働力確保支援センター等との連携を強化し、本制度の普及徹底を図る。
また、都道府県の担い手育成基金等における本制度に係る掛金助成の充実が図られるよう関係機関に働きかける。
- ② 緑の雇用担い手対策事業との連携を図るため、本制度への加入指導について関係機関に要請を行う。
- ③ 国有林野事業の受注事業体及び知事が認定する認定事業体の本制度への加入指導について関係機関に要請を行う。

(2) 事業発注機関及び林業関係団体との連携強化

国有林野事業等発注機関及び林業関係団体との連携強化を図り、林業関係者に対して、本制度の普及徹底を図る。

(3) 加入促進及び共済証紙貼付励行の推進

- ① 関係行政機関、林業関係団体の協力を得て、説明会等に参加し、加入促進と履行確保を推進する。
- ② 林業関係団体の協力を得て、傘下会員のうち、本制度未加入者の加入を促進するとともに、既加入事業主に対して共済証紙の完全貼付の励行を推進する。
- ③ 事業発注機関等の協力を得て、本制度への加入状況及び共済証紙の貼付状況確認のための「林業退職金共済事業加入・履行証明書」の活用を推進することにより本制度の普及徹底を図る。

(4) 広 報 活 動

- ① テレビ、ラジオの活用並びに地方公共団体及び林業関係団体において発行する広報誌等に本制度に関する記事の掲載を依頼する。
- ② パンフレット、広報資料を作成し配布することにより、制度の普及促進を図る。